

監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成26年4月30日

木津川市監査委員 藤原義明
木津川市監査委員 西岡政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成26年3月28日（金）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 総務部
 - 総務課
 - ・ 公用車使用における事故発生状況と事故防止対策について
 - ・ 地域長会の一般市民の傍聴について
 - ・ 平成25年度文書主任の選任状況及び実施された研修について
 - 財政課
 - ・ 第2次木津川市行財政改革の進捗状況について
 - ・ 公有財産台帳の整備状況について
 - ・ 公有財産の不法占拠物件の実態調査と適正処理について
 - 税務課
 - ・ 課税の適正化の取組について
 - 固定資産税及び軽自動車税における死亡者課税の是正の現状について
 - ・ 市税の課税状況について
 - 税別毎の調定額の現状と推移について

収 納 課

- ・市税の徴収状況について
- ・税外債権管理指針について
→管理指針の目指す方向性と取組について

3 監 査 の 方 法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監 査 結 果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において概ね適正に処理されていた。

【総務課危機管理室】

危機管理関係予算は、市民の命と財産を守るための大切な予算であり、成立次第、可能な限り直ちに執行されたい。

【財政課行財政改革推進室】

行財政改革において支所のあり方も含め、適正な人員配置の考え方について検討されたい。

【税務課】

課税業務においては、公平、公正の観点から課税客体の正確な把握に努めることが重要である。特に固定資産税、軽自動車税の課税においては、今後も死亡者の実態を常に正確に把握し、適正な課税事務を遂行されたい。

【収納課】

コンビニ納付について効果が上がっていることは評価できる。

税外債権滞納対策プロジェクトチームが組織されることとなった。事務局たる収納課は、単に関係各課との連絡調整や進行管理に留まることなく、関係各課を指導監督し、課題解決に向け尽力されたい。

また、税外債権を有する関係各課においては、チームの組織により何ら責任が軽減されるものではなく、それぞれが抱える債権に係る責任の所在はあくまで担当課であることを自覚し、今般作成された「木津川市税外債権管理指針」に基づき、滞納処分の例による処分又は司法手続きをも含めた適正な管理を行い、滞納対策事務を確実に遂行されたい。